

2026年度 学校いじめ防止基本方針



川崎市立久地小学校

1 令和8年度 学校経営計画

- ・教育関係法令
- ・小学校学習指導要領
- ・かわさき教育プラン

学校教育目標 知・徳・体・意のバランスがとれた児童の育成
子どもたち一人一人の笑顔が輝く学校

【知】思考力、表現力、判断力、コミュニケーション能力を高め、確かな学力の育成を図る。
【徳】互いを認め、豊かで明るく思いやりのある心の育成を図る。
【体】健康でたくましい身体と最後まであきらめない心の育成を図る。
【意】めあてをもち、強い意志と責任をもって最後までやりぬく心の育成を図る

学校経営方針～めざす学校のすがた～

1. 学ぶ楽しさが味わえる学校
2. 豊かで明るく思いやりのある心を育てる学校
3. 健康な体と最後まであきらめない心を育てる学校
4. 子どもが主役となり達成感が得られる学校
5. 保護者、地域と共に歩み、信頼される学校

めざす子どものすがた

- よく考え 工夫する子 (知)
- なかよく はげましあう子 (徳)
- たくましく ねばり強い子 (体)
- めあてをもち 学び続ける子 (意)

中期学校経営目標 (5年目標) → 学校経営の4つの評価領域

① 確かな学力の育成	② 豊かな心、健やかな心身の育成	③ 主体的な態度と実践力の育成	④ 家庭・地域との連携
自ら問いをもち、自分の言葉で表現できる授業づくり ○「探求的な学び」の推進 ○「伝わる表現力」の育成 ○GIGAスクール構想の推進 ○個に応じた学びの充実	他者と協働し、共に高め合う喜びを実感でき折る心の育成 自分の心と体に向き合い、主体的に健康をつくる態度の育成 ○心理的安全性の高い居場所づくり ○道徳教育・人権尊重教育の推進 ○児童理解・教育相談の充実 ○健康・安全への主体的な意識 ○安全教育の充実	「自分たちの学校」を創り上げる当事者意識・主体性の育成 ○創立60周年「お祝い会」への主体的な参画 ○失敗をおそれず挑戦する意欲 (やりぬく力)	地域とともにある学校づくりの推進 ○開かれた学校づくり。 ○地域への愛着と誇りの確立

短期学校経営目標 (今年度の重点目標) と重点に係る具体的な取り組み

○「やってみたい」という意欲を喚起し、自ら課題を見付け解決する学習を充実。 ○各教科の学びを実社会の課題に結び付けるカリキュラム・マネジメント。 ○対話的な学びを通じ、自分の言葉で表現する場の設定。 ○情報活用能力の向上と情報モラルの意識の醸成。 ○個別最適な学びと協働的な学びの実践。 ○交換授業、専科授業等、協力指導と多様な学習形態や指導方法の工夫。 ○個に応じた学習環境の整備。	○「あたたかな聴き方 やさしい話し方」の定着による安心できる風土の構築。 ○多様な人との交流を通し、互いの良さを認め合い、協力し合う経験の充実。 ○かわさき共生*共育プログラム等の活用になる多様性の尊重。 ○子どもの生活アンケート、SOSの出し方受けとめ方研修などによる子供の实態把握。 ○児童指導上の課題の共有と、迅速かつ適切な対応。 ○教育相談の充実。 ○自ら判断し、正しく行動できる力の育成。 ○挨拶や時間を守るなど規範意識の醸成。 ○食育、保健指導など健康教育の充実。 ○避難訓練、防犯教育など安全教育の充実と学校防災力や危機管理意識の向上。	○子どもたちのアイデアを積極的に取り入れ、自分たちで計画・協力し創意工夫しながらやり遂げる経験、社会や学校に変革をもたらす(エージェンシー)経験。 ○粘り強く取り組む姿勢やプロセスへの価値づけによる自己有用感の向上。 ○自立して生きる力と協働の精神を育むキャリア在り方生き方教育の推進。	○学校・学年だより・学校HP等、積極的な情報発信。 ○近隣小中や外部機関との連携。 ○学校評価の充実と有効活用(R→P→D→C→A) ○学校運営協議会との連携。 ○地域の素材や人材と連携した授業づくり。 ○創立60周年に向けた取組。
--	--	---	---

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にしたい授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切

な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童生徒への支援

- もっとも信頼関係ができていない教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。

- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といいます。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和8年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置づける）

校長、教頭、総括教諭、教務主任
学年主任（1年）（2年）（3年）（4年）（5年）（6年）（サポート級）
支援教育コーディネーター
教育相談担当
養護教諭
スクールカウンセラー（要請による派遣）
スクールソーシャルワーカー（要請による派遣）

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証
．．．．．（校長・教頭・CO※）
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成．．．．．（CO）
- ・いじめ防止指導研修会、運営．．．．．（CO・教務主任）
- ・いじめ問題に関する資料の管理．．．．．（CO）
- ・道徳教育との連携．．．．．（道徳主任）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し．．．．．（CO・教務主任）

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成．．．．．（CO）
1年．．．（主任） 2年．．．（主任） 3年．．．（主任）
4年．．．（主任） 5年．．．（主任） 6年．．．（主任） サポート級．．．（主任）
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営．．．．．（CO）
- ・スクールカウンセラーとの連携．．．．．（CO）

【児童・保護者・地域との連携】

- ・児童会との連携．．．．．（児童会担当）
- ・PTAとの連携．．．．．（教務主任）
- ・地域教育会議との連携．．．．．（西高津中：校長・地域教育会議担当）
．．．．．（稲田中：校長・地域教育会議担当）

【関係機関との連携】

- ・警察との連携．．．．．（高津区：CO・学警連担当）
．．．．．（多摩区：CO・学警連担当）
- ・児童相談所との連携（中部児童相談所・北部児童相談所）．．．．．（CO）
- ・わくわくとの連携．．．．．（教務主任・CO）

※CO＝支援教育コーディネーター

7 令和8年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活動内容（校内いじめ防止対策会議・児童生徒指導部会・職員会議等）
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針、重点目標の確認 ・年間指導計画確認 ・構成員の確認・役割分担 ・いじめの未然防止、早期発見、早期対応方法についての研修 ・かわさき共生＊共育プログラムの取組について
5	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第1回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・集約について ・効果測定の実施（1回目） ・携帯・スマートフォン教室実施
6	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 ・個人面談の実施 【児童生徒指導点検強化月間】の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケートの実施（1回目）・担任によるクラス全児童との教育相談（子どもの声に耳を傾ける）・集約・結果を受けての今後の手立ての検討と対応 ・学校生活アンケートの分析をもとに、学年及び全体での共通理解を図る。 ・効果測定の結果を受けての取り組み ・かわさき共生＊共育プログラムの取組 ・児童理解全体会（個別支援計画をもとに話し合い）
7	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談 ・夏休み期間中の対応確認 ・かわさき共生＊共育プログラムの取組
8	<ul style="list-style-type: none"> ・児童理解と支援の仕方の研修
9	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認 ・個人面談の実施 ・かわさき共生＊共育プログラムの取組
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・かわさき共生＊共育プログラムの取組
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・SOSの出し方受け止め方教育 ・学校公開日で人権授業 ・いじめ防止標語の募集
12	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート実施（2回目）・担任によるクラス全児童との教育相談（子どもの声に耳を傾ける）・集約・結果を受けての今後の手立ての検討と対応 ・効果測定の実施（2回目） ・個人面談の実施 ・保護者アンケート・児童アンケートの実施 ・かわさき共生＊共育プログラムの取組
1	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認

	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者アンケート・児童アンケートのまとめ ・かわさき共生＊共育プログラムの取組
2	【学校体制振り返り月間】 の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート（2回目）の分析をもとに、学年及び全体での共通理解を図る。 ・今年度の反省→学校評価への反映
3	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し

◎本校のいじめ防止に向けた取組

児童の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

- ・自主的なあいさつ運動
- ・委員会集会や委員会活動の紹介
- ・クラブ活動立ち上げと自主的な活動計画の作成
- ・各学年の実行委員による活動
- ・運動会の児童による運営

[交流活動の活性化]

- ・交流学年（1年と6年、2年と5年、3年と4年）による交流活動
- ・5年生による下級生へのクラブ立ち上げの活動
- ・児童会によるあいさつ運動と呼びかけ
- ・小中連携活動（中学校説明会と部活動体験）
- ・町内会・子ども会など地域行事での交流活動
- ・子ども会議への参加

[啓発活動]

- ・人権週間の標語作り
- ・学校、学級スローガンの作成
- ・いじめ防止標語作り
- ・年間テーマの設定と掲示
- ・生活目標の掲示と振り返り
- ・校内美化（あいさつロードの清掃や掲示板の利用）

保護者の取組（PTA 活動）

- ・PTA 主催による久地小まつり

地域住民の取組

- ・地域での見守り活動
- ・登下校時の横断歩道の交通整理